

一般廃棄物処理業許可証

三春町指令住民第329号
令和8年3月17日

申請者住所 福島県田村郡三春町大字貝山字沼倉215-3
商号又は名称 有限会社 滝本産業
代表者氏名 代表取締役 滝本 進

三春町長 坂本 浩之



令和8年3月2日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、次の条件を付して許可する。

| | |
|-------------|---|
| 1 許可する業種の種類 | 収集・運搬（積替え及び保管行為を含む） |
| 2 許可期間 | 令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで |
| 3 | 三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同条例施行規則に定める事項を厳守すること。 |
| 4 | その他【許可を付する条件】 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する条例等、関係法令を遵守すること。 (2) 積替え保管のできる廃棄物は、町が行う定期ごみ収集を除いた可燃ごみ（生ごみを除く）、不燃・金属ごみ、資源ごみ、粗大ごみで、汚水が生じる恐れのある廃棄物は積替え保管しないこと。 (3) 保管の高さは2.0m以内とすること。 (4) 廃棄物が雨水等にさらされ、汚水が生じることがないように措置を徹底すること。 なお、万が一汚水が発生した場合は許可事業者が責任を持って対応すること。 (5) 保管した廃棄物は1週間以内に搬出すること。 また、積替保管の帳簿を整理すること。 (6) 産業廃棄物、及び当町以外の一般廃棄物と混同することがないように措置を徹底すること。 |